

## 4 審査結果の通知

審査の結果、特に問題がなければ、申請日から概ね1か月程度で「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が郵送されます。審査結果については以下の点に注意してください。

### この点に注意（重要）

- ・申請内容は管轄する建設事務所での審査のほか、専用システムのデータベースに登録してエラーチェックを行います。ここでエラーが出た場合は、再度内容を確認させていただくことがありますのでご注意ください。なお、このエラーが出た場合は、通常より審査結果がお手元に届くまで時間がかかりますのでご注意ください。
- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は、公共工事の各発注機関が行う入札参加資格審査の際必要となりますので、大切に保管してください。

## 5 申請後の手続き

### (1) 再審査

#### ア 審査結果に異議のある場合

経営規模等評価の結果について異議のある方は、福島県知事に対して、結果通知を受けた日から30日以内に再審査を申し立てることができます。ただし、再審査の申請ができるのは、行政庁側の審査ミスによる場合に限られますのでご注意ください。

#### イ 経営事項審査の基準や評価方法に改正があった場合

国土交通大臣が定める経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る）が改正された場合について、当該改正前の基準で審査の結果の通知を受けた方は、当該改正の日から120日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項に限る）を申し立てることができます。

#### ○ 必要書類

- ・様式第25号の11による再審査申立書
- ・再審査に必要となる書類一式の提出または提示（アの場合は、異議のある審査項目を確認するために必要な書類）
- ・従前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

### (2) 再申請

#### ア 虚偽の申請に対して、監督処分として、是正を指示する場合

#### イ 経営事項審査結果が有利に誤っている場合

#### ウ 結果通知書交付後に新たな審査対象業種を追加する場合、申請者のミスにより当初評価されなかった項目を訂正して申請する場合

追加する業種の完成工事高は「その他工事」に計上していたもので、契約書等から追加業種の工事と認められるものは計上できます。ただし、受審済の業種の点数を変えることはできませんので注意してください。

## ○ 必要書類

- ・再申請に必要な書類一式の提出または提示（通常の申請と同様）
- ・交付済みの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（回収します）

### (3) 再交付（紛失、汚損を理由とする場合）

「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の再発行はできません。ただし、紛失や汚損の場合は、県で保管している通知書写しを再交付することができます。

再交付を望む方は、任意の様式による再交付申請書（代表者名で実印のあるもの）を管轄の建設事務所へ提出してください。申請が適正であれば、結果通知書に「再交付」の表示をしたうえで交付しますが、なるべくこのようなことがないようにしてください。

## 6 虚偽申請について

### (1) 虚偽申請に対する罰則等

#### ア 虚偽申請に対する罰則（建設業法第50条第1項第4号）

経営規模等評価申請書、経営状況分析申請書、財務諸表等に虚偽の記載をして提出した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

#### イ 虚偽報告等に対する罰則（建設業法第52条第1項第4号）

国土交通大臣又は都道府県知事が、経営事項審査のために必要と認めて申請者である建設業者に報告を求め、又は資料の提出を求めたにもかかわらず、報告せず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した場合には、100万円以下の罰金に処せられます。

#### ウ 許可の取消し（建設業法第8条第7号及び第29条第1項第2号の規定）

上記のア、イの刑に処せられた場合には、許可の取り消しを受け、その後5年間は改めて許可を受けることができません。

### (2) 虚偽申請に対する調査

当県では、以下の状況により虚偽申請が疑われる場合には、立入検査を行います。

ア 建設事務所での審査の段階で虚偽申請が疑われる場合

イ 虚偽申請情報が寄せられた場合

ウ 申請内容の固有システムへの登録の段階で虚偽申請が疑われるエラーが出た場合

エ 虚偽申請防止対策により各経営状況分析登録機関から当県に情報提供される経営状況分析に係る異常値情報について、その内容を確認する必要がある場合

オ その他申請内容を確認する必要がある場合

なお、当該立入検査は、建設業法第31条の規定に基づくものであり、当該検査や資料の提出を拒んだり、虚偽の報告をした場合には、上記（1）イの罰則が適用されます。

## 7 参考

### (1) 申請書及び提出書類用紙等の入手方法

経営規模等評価申請に必要な書類は、福島県土木部建設産業室のホームページからダウンロードできます。

アドレス：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025c/keieijikoushinsayoushiki.html>

なお、インターネットの環境がなく、ホームページからのダウンロードサービスが受け